

(第一類 第八号)

第三回國會 衆議院 文部委員會會議錄 第五号

昭和二十三年十一月十九日(金曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 國谷 光衛君

理事 松本 七郎君

古賀嘉太郎君

山名 義芳君

高津 正道君

松本 淳造君

西山富佐太郎君

織田 正信君

出席國務大臣

文部大臣 下條 康磨君

出席政府委員

文部政務次官 栗山長次郎君

文部政務次官 小野 光洋君

文部事務官 稲田 清助君

委員外の出席者

文部事務官 釘本 久春君

專門員 宇野 圓空君

專門員 武藤 智雄君

十一月十八日

東北大学電氣通信研究所山形実験所

に研究費國庫補助の請願(海野三朗

君紹介)(第三八号)

地方教育委員会法に關する請願外十

二件(石川金次郎君紹介)(第三二二

号)

公共図書館法制定並びに國庫補助金

交付の請願(山本幸一君紹介)(第三

一三三号)

社会教育費増額等に関する請願(佐々

木更三君外一名紹介)(第三一五号)

第一類第八号 文部委員會會議錄 第五号 昭和二十三年十一月十九日

出雲大社の修繕費國庫補助の請願
(木村小左衛門君紹介)(第三〇号)
災害時における教育予算減額反対に
關する請願(佐々木更三君紹介)(第
三三五号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
國立國語研究所設置法案(内閣提出
第二六号)

○國谷委員長 會議を開きます。

お諮りいたします。懇談会に入りた
いと思ひますが、いかがでしょうか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○國谷委員長 それでは懇談会に入り
ます。

(午後一時三十三分懇談会に入る)

(午後二時八分懇談会を終る)

○國谷委員長 それでは懇談会を打ち
切ります。委員會を開きます。

○高津委員 第三條に「研究所の事業
は、他の研究機關又は個人によつて既
に行われ又は現に行われている同種の
調査研究と重複しないことを原則とし
る。」とありますが、現在民間のそう
いう事業や成績がどのくらい上つてお
るか。だがどうやうなところかといふ
ことを、政府當局はどのくらい御承知
であるか、その点を聞かしてもらいた
いのです。

○稲田政府委員 この法文といたしま
しては、そうした点について遺漏がな
いことを期するために、委託研究する

各分野の方面その他から網羅した評議
員会で相談する。こういう仕組みにな
つております。それからただいまの御
質問は、ただいまの状況において民間
の各研究がどういふ状況にあるか。網
羅的に全貌をわれ／＼がつかんでい
るかという御質問でございまして
が、これは部分的には知つております
が、お答え申し上げるほど網羅的に私
ども今材料を用意いたしておりませ
ん。

○高津委員 第二項に「他の適当な研
究機關又は個人によつて既に行われて
いる場合には、研究所の事業として、そ
の調査研究をその研究機關又は個人に
委託することができ。」とあります
が、委託することができるといふ原則
規定であつて、道を聞いてあるだけ
で、それを割合軽く考へていふのであ
るが、こういう委託といふことがある
から、どう／＼委託するといふ意味で
あるか。そうして委託する場合に、
予算の使い方がいへばどうちがひ多
くなるような見込みを持つていふのであ
るか。もし委託が非常に多くなる場合
には、民間研究所や民間の研究家への
補助金の取次機關というようになると
なつて、要なものになるように思ひの
ですが、その点を聞いておきたい。

○上條國務大臣 ごもつともな御質問
であります。実はこの案をつくりまし
たときの考へ方は、大体國語研究所は、
いわばきつめて科学的な専門の研究所
でありまして、そうしてさういふもの
が民間にはあまりないといふことを前

提にしておるのであります。主としてつば
ら國語研究所で國家的に研究しようとい
ふ考へ方であつてあります。ただ観点
をかへまして、その研究が一方に偏し
て、あるいは統制的になつてはならな
いという観点からすれば、他に民
間でもし有力な研究があればそれも包
容して行く。こういうような建前を加
味した方がよからうと思ひます。現
在、特にここをさしあたり有力な研究
があるといふことを考へていふのでは
ない。しかしながら、調査した結果も
しありますれば、もちろんこの中に包
容してもいいわけでありまして、主体は
やはりこの國語研究所といふことは、今
後提案してあります國語研究室におい
て主としてつばらやる。こういう建
前でございまして。

○高津委員 文相の御意見だといふと
いう前提に立つておるのであり、それ
から非常な自信を持つて國立のものか
できるものであつて、提案理由の説明書
の中に、國語及び國民の言
語生活全般にわたる、科学的総合的
な調査研究を行う大規模な研究機關を
設けることが絶対に必要である。そう
いふことになつておるくらいであるな
らば、第三條に、これだけ民間のこと
を重複しないようにするとか、あるいは
また民間の研究を少しも圧迫しない
ようにするとかいふような意味を、強
く織り出す必要はないのだと思ひので
すが、文部大臣はその点をどのように
お考へになりますか。あなたの今の御
答弁とこの法案とは大分違ふ。この法

案の方が、あなたの御意向のままでは
なしに、はるかにその國語研究所とい
うものが民間にさわらないように、自
分が小さくなつていふような印象を與
えるのです。あなたの御説明の通りで
あれば、それでいいのでありますが、こ
れは法案はさうなつていない。これ
はいかんとすることができない。

○下條國務大臣 私この法案を讀みま
して、さうに考へないのです。この
重複しないことを原則とするところ
でありまして、主体はやはり國立の
研究室において総合的に科学的にや
る。それでもし民間にありますが、な
らば、そういうものも包容しようとい
ふことを、この意味は表わしたつもりで
おるのであります。

○高津委員 あなたが讀めばさういふ
意味にすら／＼と讀めるのであります
が、一松委員や久保委員、田淵委員、
松本委員、だれが讀んでもそれは讀め
ぬので、一方的な個人的な解釈が押
通されるのはどうかと思ひます。これ
をわれ／＼の修正通り改める意思があ
るのであるかどうか。その点を聞き
たいと思ひます。

○下條國務大臣 私述べた通りで別に
さしつかえないと思ひますが、ただ
いまあなたのような考へはもつており
ません。

○高津委員 それでは今のお答へは、
修正には應じない。こういう意味です
か。

○下條國務大臣 修正は、これは國會
の権限ですから私どもは何ともしやう
か。

がないのです。願えますれば修正しないで、原案通り通していただきたいという事を申ししたのであります。

○高津委員 御希望はそうですが、修正されればしょうがない。受ける。こういう意味ですか。

○下條國務大臣 言葉の問題になりまされども、修正正は國会の権能でありますから、こちらで希望しなくも修正はなし得るのです。もしこちらの希望をおとりくださるならば、このまま通していただきたい。こういうことを申し上げたのであります。

○高津委員 それでは委員会を閉じて、各党へ帰つて、各党で相談をして、そして修正案がまとまるものならばまとめて、委員会を開いていただいたらどうかと思ひます。但しまだこの席で質問とか御意見があるならば、十分意見を盡されることが、一層望ましいことだと思ひます。

○田淵委員 この第三條は、私は半ば無用の文章だと思ひます。と申しますのは「他の研究機関又は個人によつて既に行われ又は現に行われている同種の調査研究と重複しないことを原則とする。」これは國家の事業としてあたりまえのことである。ことに學問の社會においてはそうであると思ひます。だが人がやつてゐるのを承知の上で、追及したりなんかするということも考へるものでないか。しかも國家は個人もしくは民間研究機関よりは優位にあり、立場が廣いのであります。學界を獨斷的・専横的地位にあるその國家の事業として行ふものが、個人もしくは他の民間團體においてなされてゐる研究を追及しないことは、これは當然だと思ふ。單に個人対個人の研究

におきまして、一方で行われている研究のそれ以上の成果を期する。つまり新しいものの発見、發明あるいは態度、方法というものを保持してやるならば、これはもちろん重複ではなくて一歩前進なのでありますから行くことがありますが、同種の事業、他人が先鞭をつけてやつてゐるのを個人としては追及しない。いわんや國家の事業としてこれを追及するといふようなことは、常識的に考へてもあり得ない。ことに國語研究所といふのは、國語に関する知性の固まりでなければならぬのです。その機關が、こういう愚を繰返すといふようなことを予想して法文にするといふのは、すこぶる妙なことだと思ふのです。この全部を私は否定するものではありません。ここに述べられてゐる内容は半ば空文的のものであると思ふ。無用なものはこの際大幅に修正するか、もしくは削るかしくはならぬものだらうと考へる。御意見がありましたら承ります。

○稲田政府委員 いろいろの場合がありますけれども、たとえば方言の研究などというものは、たゞは中央でもつて研究する、これは中央でもつて研究する、各地方々々に相當方言の研究があり得るだらうと思ふ。そういうものを委託して利用するといふことが、本来この目的に合致する。そうした場合はいくらか他にも想像でき得ると思ふ。

○田淵委員 そうした場合には、これは重複ですか重複でないのですか。そこをお尋ねしたい。

○稲田政府委員 研究所でいたします調査は、非常に廣範圍な実態調査が中心になつて参ると思ひます。それだけの大きなスケールをもつても、全体の研究と重複するようなのは、まずほかにはあり得ない。しかしながら部分的にある地方のある方言の研究といふたものを、その地方の民間で研究しているといつた場合に、その部分は重複するだらうと思ひます。その部分は民間のをどこまでも伸ばして行つて、適當であれば委託研究としてこのうちに包含する。こういうような趣旨であります。

○田淵委員 今の稲田局長の御説明によりますと、これは重複ではないのであります。重複といふことは同範圍、同質を予想しなかつたなら重複といふことは言へない。もしここに廣範圍なる範圍において、より深い質を持つところの研究がなされるならば、それは重複ではないのであります。部分的にそういう重複があるといふならば、人のなすところ何としてもこれは重複せざるものはないのであります。私はそういう意味においてこれは実に無意味だといふふうに考へる。

○松本(七)委員 委員長にちよつと伺ひますが、これは全般にわたつて實問を一括してやりますか。それとも逐條審議をやりませんか。

○田淵委員 お諮りいたしますが、松本委員の提案のように逐條にいたしますか。一括にいたしますか。

○松本(七)委員 最初に一括重点的な質問をやつて、後逐條審議をしていただきますようか。

○田淵委員 ただいまの提案でいかがですか。

○松本(七)委員 御異議なしと認めます。

す。重点質問をやつて後ほど逐條に入ることにいたします。

○松本(七)委員 文部大臣の人事権の発動について審議機關を設けてないのですが、その必要は認められないのですか。

○稲田政府委員 研究所の所員に対しては、人事権の発動につきましても、申すまでもなく一般の國家公務員法の適用を受けております。従つて國家公務員の念願といはします最も民主的に、公平に能率的にという人事が、これに行われることを保障されておるのであります。

○高津委員 國語審議會官制を見るに、その第一條に「國語審議會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮詢ニ應ジテ國語ニ關スル事項ヲ調査審議ス」とあるのですが、この國立國語研究所の設置法を見れば、まづたく重複する感じがするものであります。そうしてこの政府委員の説明を聞けば、こちらは資料の作成だとか、國語研究資料の収集保存及びその公表だとかいふようなことをやるし、ほかにももちろん調査研究もやるのであります。資料に主眼が置かれるかのような印象を受けたのであります。そして國語審議會の方は政策の決定をやるのであつて、何ら屋上屋を架するやうなことはないから、両方並存して行くべきものであるという御答弁でありましたが、私思ふに國立國語研究所を充たさせて、國語審議會を廢止されるのがいいではないか。政府にはこの廢止の意向がありやいなや。これを文部大臣にお伺ひいたします。

○下條國務大臣 國語審議會は今お話のうちにありましたように、國語研究所

所の方でデータを研究しまして、それに基いて、どういふふうな方向に進めて行くかという問題を決定するため、つくらるべきものであると思ひます。もつとも國語審議會の規則は古いのでありまして、先ほど御質問がございました、お答へして置いたのでありますが、これは内容的にも改組して、今お話をいたしました國語研究所の方との調節を十分はかりたい。人的にも改組が必要だと思つております。

○高津委員 改組してやはり並存すると言われるのであります。この國立國語研究所には評議員が置かれるのであるから、それで兼ねられるであらうし、今まで國語審議會でやつておつたところの一部を國立國語研究所に移して、そして残りの他の部分は政府の方でやるというようにすれば、こういう機關が一つでも少く、國語を費すことが少く落着くと思ふのであります。私自身は文教關係とか、あるいは文化的な予算は、國家の總予算の中から、もつと大幅にとらなければならぬという持論、そういう原則論を持つておられますが、しかしこの場合はまづたく無用のものになるのではあるまいか。こういうものをあくまでも並存させねばならぬと主張せられる理由を、もつとはつきりお伺ひしたいと思ふのです。

○下條國務大臣 研究所の方に設けられます評議員会といふのは、研究所の方のいろいろの事態のアドバイスのための機關であり、國語審議會の方の關係とはまつたく違ふと思ひます。國語審議會は國語研究所で定められた調査が完成いたしましたものにつきます、あらためてどういふふうなそれを

運用するか、どういふにそれを利用するかという方面の問題を研究するものでありますから、全然内容が違つていふように思ふのでありまして、設置の必要があるといふふうに考えます。

○高津委員 私はいさ新聞を読みまして、その新聞の中に賄賂をほしがるやつと、いばるやつと、なまけるやつと、この三つを除くことが公務員の中から共産党員を除くことよりも、もつと急務であるという記事がありました。私は共産党員を除く除かぬより、なまけるやつを除くというこの言葉を非常に意味深く読んだのであります。いやしくも國立國語研究所というものが、非常なる期待をもつてできるのであれば、そこでは予算を多くとつて、うんと働いてもらいたいという考えを持つております。それで政策は審議会です。こちらはその政策審議会の資料をそろえて出すんだという御説明であります。これからはこういう政策が生れるのだという政策を三つなら三つ用意する。そういうようなことまでここでやるようにすれば、そういう屋上屋を架するようにならなくて済むのである。残りの部分は政府がやるという途があるべきではないか。政府の役人もたくさんおるのだから、何もかも審議会を設けて、そこで仕事をさせて、その審議会の利用方法にもいろいろありますが、これは審議会の答申であるからといって政府が責任を免れる場合もあるし、審議会の答申が気に入らなければ、これはただ審議会の案にすぎないので、政府としてはいつてそれを否認する場合もあるし、何のためにいふ／＼な審議会を、文部省だ

けではないが、設ける意味がわからぬのでありますから、こういう審議会を設けることを一部は研究所でやらせ、一部は政府でやる。という道が完全にあると思ふのですが、その示している私の案について文部大臣はどうお考えですか。やはり屋上屋があなたはすきですか。

○下條國務大臣 めんどろなお尋ねであります。今申し上げたように國語研究所の方は、こういう関係のエキスパートが集まりまして政策を決定し、必要なものは資料をそろえて参りました。それは純科学的にそろえまして、そしてでき上つた資料をどういふふうに使つて、どういふ政策が生れるかというところは、國語審議会の方で研究していただいて、その研究したものを具體的に行政面に出して来るのが、文部省の該當する仕事ではないかと思ひます。いずれも担当面が違ひますから、結局そういうものが要る。こういうふうに私どもは考えております。

○高津委員 國語審議会の名簿を見ますと、その委員の数は実に多いのであります。その出席率はどのようになつてゐるのか。いつも文部當局は出られておるのだからわかるはずであります。その出席率をちよつと参考のために聞きたいんですが、どれくらい集まりますか。

○稻田政府委員 この名簿でござんのだ通り、臨時委員が非常にたくさん終戦後に加わつておりますが、國語審議会は平素の働きをいたしましては、特にこの中から主査委員会を設けまして、それで例の当用漢字表あるいは現代かな使ひ、これに基く各種の音訓漢字表、義務教育用漢字というものを、次

次に主査委員会を中心として立案して参つたわけでありまして。その主査委員会は普通毎週あるいは盛んなときには二回、三回に及び、午前午後を通じて熱心に審議されるというふうな状況でございます。この主査委員会が終りますと、総会を開くわけでありまして。総会においてはむろん正規の規定によりまして、定足数以上御出席があつて審議立案されたものでございます。

○田淵委員 國語研究所の仕事というものは、量的にも質的にも廣く深くなされるならば、おのずからそこに政策の資料といふものは集まつて来るものと私は思ひます。ただいま文部大臣は、科学的に基礎資料を提供する事業をなさうが、國語研究所の事業であるといふふうにおつじやつたのであります。あげ足を拾うわけではありませんが、私は科学的といふのは目的をはつきりさせる。高い目的に向つて批判的態度をもつて臨むといふことが、科学的だと思ふのであります。これは社会の相違にもよりまして、第一條におきまして國語及び國民の言語生活に關する科学的調査を行い、あわせて國語の合理化的の確実な基礎を築くために國立國語研究所が必要である。これが目的及び設置の意義であるところのことであります。これを行うところのものが國語政策でなければならぬのであります。これだけ目的がはつきりしておるといふことは、この目的達成のためになされることのもの、國語研究所の事業であるのであります。この研究事業といふものが熱心に眞剣に行われたならば、これはおのずからそこに國語政策の資料たるべきものが結集されるのであります。こ

れをとつてもつて政府において政策化されるということが、当然であるといふたしなすならば、國語研究所の事業そのものを深め、進化させる。このことでおのずから國語審議会の不必要といふことが、答へとして私は出ると思ふのであります。いかがでございますか。

○下條國務大臣 科學的研究調査と申しまして、結局その目的がここに限定されておりますが、「國語の合理化的の確実な基礎を築くため」このわくの中でできる限りあらゆる概念を去つて、純粹の科學的基礎の上に各般の資料を集めたり、分類したり、いろ／＼いたしまして、それが適當な政策を生むための便宜の形に仕上げて行くといふのが、研究所の目的だろふと思ふのであります。従ひまして人的構成から行きなす、研究所の方の人は大体こういうような言語學者、その方面の専門家が集まつて来る。國語審議会でありまして、それをどういふふうな利用面を持つて行くかといふことになりなすから、そういう言語學者も説明の關係その他のいろ／＼意見を述べたために入りますが、あるいは各般の文化方面の人、新聞方面の人もある。あるいはその他の學界の人もある。いろいろな人が入りなす。そして総合的に政策が生れて来る。こういう段階になつておると思ふのであります。でありますからそこに割すべき線がある。違つた分野をもつておる機關である。こういうふうにお考えをしております。

○田淵委員 私は國語審議会の事業の目的といふものと、國語研究所の事業の目的といふものは、そこに本質的に何ら相違があるものではないと思ひま

す。純粹なる研究としからざる研究、このようになることは私は了解しかねるのであります。これはむしろ論議になりなす方が、純粹なる研究とは何ぞやといふことになりなす。目的がはつきりしておる以上は、國語研究所の事業も、國語審議会の事業もかわるところがないのであります。國語審議会においては各界の權威を網羅しておるのではありません。これは國語に關係がある線において網羅しておられる。しかりとするならば國語研究所においても、國語に關係がある範圍において各界の權威を網羅され、あるいは選抜されることは何ら差支えないのであります。そこにもう私は相違を見出すことはできません。もう一度繰返しますならば、結局は國語研究所の事業を深めて行きなすれば、國語審議会といふものが無用の長物になる。このように考えなす。

○稻田政府委員 科學的調査研究と政策の決定という關係につきまして一例を申し上げなすれば、たとえばローマ字という問題とつて考えてみます。と、今いろ／＼つづり字について問題がございまして。どういふつづり字を使うか、あるいはまたそのローマ字を國字という問題に關連してどの程度に普及及ぼさせるかといふことが、國語政策の問題だと思ひます。しかしここで科學的研究と申しますれば、たとへば音聲といふものをローマ字のつづりでいかなる母音といかなる子音とを組合せるのが、一番よく音聲を表わすかといふことが、科學的研究だろふと思ひます。そうした科學的研究の結果いろ

が、ただいま大臣も仰せられましたように、各種の学者が従事いたしました。ところがそのローマ字というものはたして國民生活においてどのくらいこれを普及するか、あるいはどういふ場合に用いるか、あるいは官廳用語に用いるか、あるいは政策の面について参ります。これは單に学者ばかりではなく、別の構成をなすところの分子をもつての國語審議会のなすことだらうと思ひます。しからばお話のごとく、この政策を決定する者と調査研究する者と一緒に置きまして、一つの系統でやつたらというお話でございますけれども、これは先般もお答え申し上げましたように、政策を決定する者が調査研究をやり、資料をみずから出しました場合に、はたしてその政策のために都合のいい結果を集めるという意圖が、かりにないにいたしても、そういう國語問題について世間的信用が得られるかどうか。むしろ純粹に科學調査研究をやる者と、言語の合理化を目指して國語政策を立てる者とは別にした方が、安全でもあり、安心感が得られるのじやないかと考えるのであります。

○田淵委員 どうもよくのみなめないので、いかなる子音といかなる母音とを組合せたならばローマ字つづりは非常に完全であるか。一体そのローマ字というものはだれのためのローマ字か。人間のためのローマ字であり、國民のためのローマ字である。また現在の社會における國民が用いるとしたならば、どういふ音韻の組合せによるところの表記法が最も完全であるかというところが、ローマ字の使用の研究だろふと思ひます。そうとするならばお

のずからそこに答案が導かれてくる。何を苦しんでその上に國語審議會において案するところがあるだろうか。どうも私はただいまの御答弁では了解し兼ねるのであります。

○田淵委員 補足いたします。と、たとえば科學的にいかなるつづりが適當だというような研究資料が研究所から出たといひます。國語政策という面になりますと、たとえば活字を一時につくり得るかというような結構問題にもなりますし、財政問題にもなりますし、あるいはまた一般の國民思想、國民感情というような問題もございします。そういう問題は各階層を網羅した別途のこういふ國の重大な政策を決定する國語政策でございますので、別の審議機關がやるべきではないか。かりに科學的調査研究の結果、科學的にできたといつても、それをいかなる順序、方法をもつて表わすかというところは別途の政策の問題ではないか。またそれを決定するものは別途の機構によることを適當と考えます。

○田淵委員 ただいまのお説に對しましても私は意見がありますが、これは申しては失礼ですが、純粹な研究という、何か特別に人間から離れた研究というやうなものがある、それが基礎となつて人間の社會に入られるというやうな御説明のように、私は印象を受けるのです。そうとお考えだろふとは思ひませんが、それくらいいいまいが私は感ぜられてならないのであります。ローマ字の使用におきましても、はたしていかなるつづりの表記法が最も完全であるかという研究と、そういう表記法を活字化するに、どういふ方法が最も完全であるか

という研究と、これは二つ取離して研究できる問題ではないと思ひます。必ずそこには現代の文化段階において可能か不可能かという、一つの研究の範圍というものがあつて進められるのが、これが研究だと思ひます。これよりほかに現実の研究の仕方というものはでないと思ひます。これはいささか理論闘争みたいなものになります。この点につきましては私の質問はこれで打ち切ります。しかしなお意見があることだけは申し述べておきます。

○田淵委員 この辺で法案全般にわたり質疑を終りまして、逐條審議にはいたしたいと思います。いかがでしょうか。

○田淵委員 異議なしと申す者あり。○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

○田淵委員 異議ないものと思ひますので、これより逐條審議に入ります。

二 國語研究資料の集成、保存及びその公表

三 現代語辭典、方言辭典、歴史的國語辭典その他研究成果の編集及び刊行

○高津委員 第二條第一項の「言語生活及び言語文化」というその単語の定義というか、意味を別の言葉で聞きたい。

○稲田政府委員 一般の生活と文化というものは相関連しておりまして、どこから文化で、どこが生活だということも、これは非常にむずかしい問題でございますけれども、ここに並べてありますのは、言語という面から考えました生活面、生活という面から考えた言語、それから言語という面から考えた文化、こういうふうに並べた意味にお考えいただきたいと思ひます。

それで文化でまず代表的なものを申し上げますれば、いわゆる廣い意味の文学あたりは言語文化の一つの面であるかと思ひます。

○高津委員 第二項の「辭典その他研究成果の編集及び刊行」とありますが、それは研究所自身が発行するという意味ですか。

○稲田政府委員 これは研究所の事業として、研究所自身が発行するという意味であります。

○高津委員 発行こそ民間にゆだねてやるべきものではないでしょうか。

○稲田政府委員 研究所の責任において刊行いたすわけでありまして、研究所の持つてゐる著作権に基いて、出版権を民間に設定するということは、あるいはあり得る問題だと思ひます。

○圓谷委員長 第二條について御意見がなければ、第三條に移ります。

第三條 研究所の事業は、他の研究機関又は個人によつて既に行われ又は現に行われてゐる同種の調査研究と重複しないことを原則とする。

2 研究所は、前項の重複をさけるために、前條第一項各号の一に該当する調査研究が他の適当な研究機関又は個人によつて既に行われている場合には、研究所の事業として、その調査研究をその研究機関又は個人に委託することができ

大臣もお答え申しましたように、また当然のことではあります。各位におかれまして、各位のお考えをまた別個にお組み立てくださる手続をおとりくださるならば、私もそれをお待ち申すことにいたしますと思ひます。

○圓谷委員長 第三條に御意見がなければ第四條に移ります。

第四條 研究所に所長を置く。

2 所長は、一級の文部教官又は文部事務官のうちから、文部大臣が命ずる。

3 所長は、他の政府職員と兼ねることができない。

○高津委員 これは文部大臣の所轄の研究機関が新たにできるわけでありまして、その所長に「文部教官又は文部事務官のうちから、文部大臣が命ずる。」となつております。昨日の御説明によれば、民間人を採用することもこの規定でさしつかへはない。その場合には民間人を教官または文部事務官に任命して、すぐそれを所長にできるのだ。

○田淵委員 この調査研究の状況及び成果に関する報告が、毎年少くとも一回とあるのではありませんか、二回やつても三回やつてもさしつかへないことにはなつておりますが、一回とここに規定された理由いかん。

○稲田政府委員 大学あるいはほかの研究におきまして、年報あるいは事業といたしまして、普通一回は研究結果を報告するのが例で、そうした点に準じて、少くとも一回というふうにしたわけでありまして。

○田淵委員 私は二回とあつてほしいと思ふ。と申しますのは、從來あります諸研究の機関において、年次的に報告がされることになつております。ところがこの一回という報告の規定があるがために、その一回の報告が行われなことが多いためです。そうするとその年度内においては、一回も報告が行われないというふうなことが発生すると思ふのです。報告は中途の過程において報告されても、何らさしつかへないのではありませんから、身を入れて事業をやるためには、研究の大きな成果をまつて報告を行うというふうなことを予想しなくても、研究の進捗、つまり度合の報告というものが私は必ず必要と思ふ。そのために少くとも二回、こうあつてほしいと考える。

○稲田政府委員 こうした國立の研究機関でありますので、自然毎年会計年度に従ひまする予算をもとにいたしまして、年々の事業計画を立てまして、評議員会がまたその初めにそれを審議しまして、やはり自然この研究所といたしましては、一年が事業の切れ目になつて参ると思ひます。御懸念のごとく、一回とありながら発表しないことがある、そういう例もあるかもしれませんが、法律において少くとも一回と書きまします以上は、一回は必ずやらなければならず、御懸念のようなことは実際には行ひ得ないものだと考えます。

○田淵委員 そうではありませんよ。

○圓谷委員長 第六條に移ります。

第六條 研究所に評議員会を置く。

2 評議員会は、研究所の毎年の事業計画、調査研究の委託その他重要事項について審議し、所長に助言する。

3 所長は、前項の重要事項については、評議員会の助言を求めなければならない。

○高津委員 第二項の「研究所の毎年の事業計画、調査研究の委託その他重要事項」という字句の、「その他重要事項」と考えられるものは何でありましょうか。

○稲田政府委員 その他とありますのは、具体的な場合にいろいろなものか

出て参ると思ひますけれども、たとへば研究方法について非常に重要に論議される場合もあるだろうと思ひます。年度の研究報告を聞きまして、そうした点について論ずる場合もあり、また既往の刊行その他につきましても、問題になることがあると思ひます。

○國谷委員長

(評議員)

第七條 評議員会は、二十人の評議員で組織する。

2 評議員は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところにより、学識経験のある

者のうちから、文部大臣が命じ、又は委嘱する。

3 学校の教職員を除く政府職員は、評議員となることができない。

4 評議員の任期は、四年とし、二年ごとにその半数を改任又は改選する。但し、再任又は再委嘱を妨げない。

5 補欠の評議員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(評議員会の会長及び副会長)

第八條 評議員会に評議員の互選による任期二年の会長及び副会長各一人を置く。

(評議員会の運営方法に関する事項)

第九條 この法律に定めるものを除くほか、評議員会の運営方法に関する事項は、評議員会の助言によつて、文部大臣が定める。

(研究所の運営)

第十條 研究所の部課等の編成、職員の出及び配置その他研究所の運営について必要な事項は、所長が定める。

(定員)

第十一條 研究所に置かれる専任の文部教官又は文部事務官の定員は、次の通りとする。

職員の種類	級別			計	備考
	一級	二級	三級		
文部教官又は文部事務官	三人	一〇人	一二二人	二五五人	文部教官又は文部事務官の一級の定員は、所長の定員を含む。

2 文部教官又は文部事務官で現に二級又は三級の地位にあるものは、轉任によつて、それぞれ前項の一級又は二級の文部教官又は文部事務官となることができない。

○稻田政府委員 予算に認められております全部の人員は、このほかに備人、雇員、臨時職員等がありまして、法律に上つております定員を含めまして、全員五十二名でございます。

○西山委員 初め伺ひ漏らしたかもしれませんが、この研究所の予算はどのようなになっておりますか。

2 この法律施行の後、最初に命ぜられ、又は委嘱される評議員のうち、半数の者の任期は、第七條第四項の規定にかかわらず、二年とする。

○稻田政府委員 予算といつたしましては、教育文化費のうち学術教育調査研究費の中の國語研究費といつたしまして、八百七十七万二千円組まれております。ただなおこのほかに一般行政費の中に、職員の家族手当でありますとか、俸給の補正の費用その他がほかのものと一緒に組まれておりまして、全体といつたしまして、研究所向けられますものは、およそ八千万円程度でございます。

ざいます。但しこの予算は、本年度は八箇月分を計上しております。

○栗山政府委員 ただいま予算についての御質問がございましたので、つけ足して申し添えさせていただきます。

○西山委員 理由でも申し述べましたように、両院における請願の決議採択がありまして、それに基づき前内閣の御功績と存じますが、前内閣のときにこの予算を組んでくだしまして、それが八箇月分通つていような次第でございます。もつと研究所設置の諸準備が早く進み、これが早く実現することこそ、議会の意思であつたと存じます。遅れておりますやうな次第でありまして、皆様の御協議、御決定が済み次第、すみやかに実施いたすというものが、みんなの考え方でございます。

○松本(七)委員 附則第二項の任期四年と二年のものを区別する場合、基準はどこにありますか。

○稻田政府委員 そうした評議員に關します規定につきましては、前の條文にありますように、評議員会の助言によつて、いづれ文部大臣が定められますので、確定はいたしておりませんけれども、およそそういう場合を想像いたしますれば、まず抽籤によることであらうと考えられます。

○高津委員 八箇月分の予算が、すでに前内閣によつてとられてあるということは聞いておりますが、三月末までは、ちやうど五箇月分になると思ひます。そういう場合、その予算はどういうふうに使われるのであるか。余つたらそれを繰越金とされるのであるか。それともまた全額使用するのであれば、そういうことがいつもされているので、予算面からは理解できるけれども、實際においては八箇月分を五箇月分に使つておきたいと思ひます。

○稻田政府委員 人件費については、ちろん月割計算になります。事業費につきましては、予算組立てそのものが月割になつておりませんので、そうした関係はあり得ないと思ひます。

○高津委員 人件費が現在相当地に多いし、事業の方は月割計算でないから、その事業の方へ残りの人件費を充てて予算一ぱい使える。こういう意味でありますか。

○稻田政府委員 人件費につきましては、他の款項目と彼此流用を許されないのでございます。

○國谷委員長 質疑を打ち切りまして御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○下條國務大臣 先ほど栗山政務次官から、第三條につきまして、適當な案がありましてらというやうな意見が述べられたように思ひますが、実は会期も切迫しておりますし、できますならば原案でお願いしたいと思ひます。その辺のところもよくおくみとり願ひまして、よろしく願ひたいと思ひます。

○國谷委員長 それでは討論に入りたいと思ひますが……

○松本(七)委員 社会党では一應党の機関に諮つて態度をきめなければならぬので、本日はこれで散会して、また別な機会に討論採決されたいと思ひます。

○國谷委員長 松本さんの動議に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○國谷委員長 御異議なしと認めます。本日はこれにて散会いたします。午後三時二十四分散会